

飯島 歩 (いいじま あゆむ)

| | |
|--|------------------------------|
| 職 業 | 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 |
| 事 務 所 | 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 |
| 住 所 | 東京都千代田区丸の内1丁目7番12号 サピアタワー14階 |
| 電話番号 | 03-5219-5151 |
| 【主な経歴】 | |
| 1992年9月 京都大学法学部卒業・法学士 | |
| 1994年3月 司法修習(第46期)修了 | |
| 4月 大阪弁護士会にて弁護士登録・北浜法律事務所勤務 | |
| 2001年5月 デューク大学ロー・スクール(米ノースカロライナ州)卒業・法学修士(LLM) | |
| 10月 エイキン・ガンプ・ストラウス・ハワー・アンド・フェルド法律事務所(米ワシントンDC)勤務 | |
| 2002年7月 特許庁工業所有権制度改正審議室に法制専門官として勤務 | |
| 2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所・代表社員 | |
| 【主な取扱分野】 | |
| 知的財産法及びその隣接法領域 | |
| 【著書等】 | |
| ・「藪の中の特許群像」－特集「真に良い特許とは」に寄せて－(知財研フォーラム第96号41頁、2014年2月) | |
| ・「刊行物における発明の開示の程度(精製アカルボース組成物事件)」(特許判例百選第4版、2012年4月) | |
| ・「特許法34条1項における背信的悪意者」(知財ぷりずむ2010年12月号1頁) | |
| ・「新しい特許制度の在り方について」座談会(知財研フォーラム第78号3頁、2009年9月) | |
| ・「特許審判請求書の『要旨を変更する』補正」(知財ぷりずむ2008年8月号26頁) | |
| ・工業所有権法(産業財産権法)逐条解説第17版(平成15年改正法に関する改訂作業に参加、発明協会、2008年6月) | |
| ・「特許無効審判における一事不再理」(知的財産法政策学研究第16号、2007年8月) | |
| ・「知的財産部員のための知財ファイナンス入門」(共著・経済産業調査会、2007年3月) | |
| ・「改正破産法下における特許ライセンスの保護と公証制度」(知的財産研究所編IIP研究論集9知的財産ライセンス契約の保護187頁、2004年11月) | |
| ・「特許無効審判係属中の当事者の破産の看過と審決取消訴訟の許否」(特許判例百選第三版124頁、2004年2月) | |
| ・「特許審判・審決取消訴訟の改正と解釈上の諸問題」(判例タイムズ1129号74頁、2003年11月) | |
| ・平成15年特許法等の一部改正/産業財産権法の解説(特許庁制度改正審議室編、2003年) | |
| ・「米国著作権法におけるミスユース理論の展開～ネットワーク社会と保護の対象としてのパブリック・ドメイン」判例タイムズ1076号54頁(2002年1月25日) | |